

寒河江市選挙管理委員会告示第32号

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票を行う場所を、公職選挙法第48条の2第6項の規定で読み替えて適用される同法第39条の規定により、次のとおり決定する。

令和7年7月3日

寒河江市選挙管理委員会
委員長 高橋 達也

施設の名称 寒河江市役所 議会会議室

施設の所在地 寒河江市中央一丁目9番45号